

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉								
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項 ☐ 具体的な改正内容 「令和七年三月三十一日まで」とされているものを1年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
020110	000	【生鮮・冷蔵牛肉】 枝肉及び半丸枝肉								
020120	000	その他の骨付き肉								
020130	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020130	020	骨付きでない肉（かた、うで及びもものもの）								
020130	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020130	090	骨付きでない肉（その他のもの）	50%	38.5%		50%	38.5%		50%	
020210	000	【冷凍牛肉】 枝肉及び半丸枝肉								
020220	000	その他の骨付き肉								
020230	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020230	020	骨付きでない肉（かた、うで及びもものもの）								
020230	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020230	090	骨付きでない肉（その他のもの）								

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	○ 施行期日 令和7年4月1日 ○ 適用期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	① 現状 我が国は、土地利用面で制約が大きく、主要な牛肉輸出国である米国、豪州、南米と比べて生産条件が著しく不利であり、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めている。中でも、比較的脂肪交雑が入りやすい和牛や交雑種については、品質的には輸入品とある程度の棲み分けができていて、特にホルスタイン種等の乳用種の牛肉は、品質、価格ともに輸入牛肉と厳しい競合関係にある。 ② 問題点 安価な牛肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産牛肉の供給に支障をきたすこととなる。 一方で、国内生産量は、近年、増加傾向で推移しているものの、中期的に見ても食肉需要の増加に追いついておらず、輸入量が増加傾向にある。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 牛肉は、海外と比べて生産コストの面で不利であることから、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところである。このような中、安価な牛肉の大量輸入によってこれまでの構造改革の成果が損なわれることなく、引き続き構造改革を推進していくためには、今後WTO交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。 ウルグアイ・ラウンド農業合意時の関係国との協議結果に基づき、WTO協定税率よりも低い暫定税率を適用しており、当該国際約束を履行するため、暫定税率を維持していく必要があることから、改正を要望するものである。 なお、今後WTO農業交渉の結果により変更等があり得ることを考慮し、今回の暫定税率の延長期間は1年間を希望する。 ② 改正目的達成予定時期 WTO農業交渉の進展を見つつ、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を図る必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 安価な牛肉の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の構造改革が推進され、国産牛肉の安定供給が確保される。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行される。 【令和5年度における適用実績】 ・輸入実績：50万トン、4,179億円（資料：財務省「貿易統計」） ※上記には、各種EPAに係る税率で輸入されているものも含む。

	② 改正によって生じうる影響 — ③ 改正の妥当性 安価な牛肉の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産牛肉を安定的に供給していくには、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における国際約束に基づく当該関税率を引き続き維持することが必要である。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上で、暫定税率の維持は必要不可欠である。 ④ 関連措置 ・肉用子牛生産者補給金制度： 「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉の輸入自由化による肉用子牛価格等へ及ぼす影響に対処するため、肉用子牛生産者に対し、再生産に必要な価格水準を基本として補給金を交付。 ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業： 「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉に係る暫定税率は平成7年度に導入され、現在まで延長されている。
措置による効果	ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行されるとともに、消費者への安定的な牛肉供給に寄与してきた。